もの）には、高圧ガスを充填しないこと	
こと（法第四十八条第五項の許可に付された充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。	
ヲ・ワ　［略］	ヲ・ワ　［略］
三～八　［略］	三～八　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正）

第三条　国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六十条　法第六十条第一項の帳簿に記載すべき事項は、次の表の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	第六十条　法第六十条第一項の帳簿に記載すべき事項は、次の表の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。
表　［略］	表　［略］
2　［略］	2　［略］
3　前項の規定にかかわらず、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。	3　前項の規定にかかわらず、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。
一　第十五条第三項の経済産業大臣の認可を受けた場合については、第一項に掲げる事項を記載した日から第十五条第三項に規定する経済産業大臣の認可に係る期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間	一　第十五条第二項の経済産業大臣の認可を受けた場合については、第一項に掲げる事項を記載した日から第十五条第二項に規定する経済産業大臣の認可に係る期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間
二　［略］	二　［略］
4　［略］	4　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。